② 提出場所　5⑴に同じ。
③ 提出方法　本業務に係る技術提案書の提出を希望する者は、公示に基づき参加表明書を作成し、郵送（書留郵便又は信書便）又は持参により提出するものとし、ＦＡＸによるものは受け付けない。（なお、提出期間後の参加表明書等の差替え又は再提出は認めないので、提出の際は、不備・不足がない様十分確認の上、提出すること。）
⑷ 技術提案書の提出期間、場所及び方法
① 提出期間　技術提案書の提出要請日から平成30年２月23日（金）までの休日を除く、毎日、午前10時00分から午後４時00分まで。
② 提出場所　5⑴に同じ。
③ 提出方法　5⑶③に同じ。
6　その他
⑴ 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
⑵ 入札保証及び契約保証
① 入札保証　不要
② 契約保証　必要
⑶ 契約書作成の要否　要
⑷ 前払金の有無　請負代金額が300万円以上の場合は「有」。300万円未満の場合は「無」。なお、請負代金額が300万円以上の場合は、本契約の相手方は、請負契約書第34条第１項に基づき、前払金の請求をすることができる。
⑸ 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑹ 関連情報を入手するための照会窓口は、5⑴に同じ。
⑺ 技術提案書のヒアリングを行う。
⑻ その他詳細はホームページに掲載する公示による。
7　Summary
⑴ Official in charge of the contract of the procuring entity : Kaoru Matsusaki, Director General of Tohoku Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited
⑵ Classification of the services to be procured : 42
⑶ Subject matter of the contract : Seismic reinforcement design of Joban-natsuikawa bridge in Joban Expressway
⑷ Time-limit to express interests : 4 : 00 P.M. 11 December 2017
⑸ Time-limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M. 23 February 2018
⑹ Contact point for tender documentation : Shinji Kawasaki, Deputy Manager of Procurement & Contract Section, Technology & Procurement Department, Tohoku Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited 3―2―1, Chuo, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture, 980―0021 Japan Tel. 022―217―1726

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を含む））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。
平成 29 年 11 月 27 日
契約責任者　日本郵便株式会社
管財室担当執行役員　宮﨑　良治
◎調達機関番号　431　◎所在地番号　13
1　業務内容
⑴ 品目分類番号　41、42
⑵ 業務名　郵便局店舗施設の管理・修繕
⑶ 業務内容　次のアからオに掲げる業務
ア．別途個別に指示する小規模修繕等の工事（以下「個別修繕工事」という。）の受付体制の運営
イ．個別修繕工事の実施
ウ．対象施設の巡回簡易点検
エ．上記アからウの実績を記録したデータベースの作成及び業務改善活動
オ．上記アからエに定めるもののほか、仕様書、受注者が提出した技術提案書、企画案及びその他書類で明記した全ての内容
⑷ 履行期間　契約締結日翌日（準備期間を含む）から平成33年３月31日まで（自動更新条項付。最大２回）
2　参加資格
技術提案書の提出者は、下記⑴に掲げる資格を満たしている単体企業又は下記⑵に掲げる資格を満たしている共同体であること。
⑴ 単体企業
ア．次の㋐から㋓に該当しない者であること。
㋐ 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
㋑ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をした者（更生手続又は再生手続を終結した者を除く。）。
㋒ 次の一に該当すると認められる者でその事実があった後、２年を経過していない者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
Ａ．契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
Ｂ．公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者。
Ｃ．競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者。
Ｄ．監督又は検査に際し、職務の執行を妨げた者。
Ｅ．正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
Ｆ．その他、当社に損害を与えた者。
Ｇ．当社発注の契約において遅延をした者。
Ｈ．上記ＡからＧのいずれかに該当する事実があった後、２年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
㋓ 上記㋒に該当する者を入札代理人として使用する者。
イ．反社会的勢力と認められる者でないこと。なお、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト、社会運動標ぼうゴロ等、その他次の各号に掲げる者をいう。
㋐ 日本郵政グループ各社が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者。
㋑ 日本郵政グループ各社が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く要求をする者。
㋒ その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者。
ウ．建設業法（昭和24年法律第100号）第３条に規定する建設業の許可を受けているものであること。なお、当該許可は以下の工事の種類をいう。建築一式、電気、管。
エ．情報セキュリティマネジメントシステムに関する国際的な標準規格であるＩＳＯ27001の認証を受け、本業務に係る情報を管理できる体制にあること（子会社及び委託先等によるデータ管理を含む。）。
⑵ 共同体　上記⑴に掲げる条件を満たしている者により構成される共同体であって、次のアからウに掲げる要件を満たすこと。なお、共同体としての有効期限は、この業務が完了する日までとする。ただし、この業務の契約の相手方以外の者にあっては、この業務の契約が締結される日までとする。
ア．業務形態
㋐ 構成員の分担業務が、業務の内容により、共同体協定書で明らかであること。
㋑ 一つの分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、共同体協定書で明らかであること。
イ．構成員で決定された代表者が、共同体協定書で明らかであること。
ウ．共同体の協定書が、当社が別に示す「共同体協定書書式」によるものであること。
3　技術提案書の提出者を選定するための基準
平成28年度の修繕等居抜き工事（契約金額が１件当たり50万円以下（消費税別））の実績が10万件以上（消耗品交換等、工事を伴わない保守点検の受託は対象外。修繕等居抜き工事とは、内装や造作、設備などを残したまま、対象となる修繕等工事を行うものをいう。）
4　技術提案書を特定するための評価基準
⑴ 契約実績　平成28年度の修繕等居抜き工事（契約金額が１件当たり50万円以下（消費税別））の実績件数、建設業法27条の29に定める建設工事に係る総合評定値
⑵ 工事体制　下請会社の工事品質確保の仕組み、下請会社の技術指導・育成体制、工事現場の監査体制
⑶ コントロールセンター　オペレーターの技術レベル、工事に対する管理能力・方法、オペレーターを支援する施設情報システム、オペレーターを支援する工事の進捗管理システム、災害時に継続して業務を遂行できる体制